

令和3年第8回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年4月11日（日） 午前10時～
早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

議案第34号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 1

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について . . . P. 3

議案第34号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年4月11日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 38人 |
| | 内訳 死亡者 | 18人 |
| | 転出者 | 20人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年4月11日 |

(議案の根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

2 前条第1項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至つたとき。

3 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参考)

(表示及び訂正等)

公職選挙法第27条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(一部省略)

(参 考)

1 死亡者

令和3年4月8日から令和3年4月10日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和2年12月8日から令和2年12月10日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	8	10	18
転出	9	11	20
誤載	0	0	0
合計	17	21	38

そ の 他

今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第 9 回	定例	4 月 20 日（火）	午前10時	早良区役所応接室
第10回	定例	5 月 20 日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	6 月 1 日（火）	午前10時	